

平成22年度事業計画

社団法人日本産業車両協会

はじめに

平成22年度のわが国経済は、政府による景気刺激策による下支えもあり、二番底の可能性は薄れてきたものの、経済規模的には“8割経済”との表現がされるように、依然厳しい状況にある。また海外に目を転じて、中国、アジア等の新興国市場の伸びは期待されるものの、欧米経済の回復は遅れており、まだら模様のまま推移している。

産業車両の市場も国内、海外いずれも前年比プラスに転じたものの、回復力は決して強くなく、リーマンショック前の水準への復帰は当分見込めない状況にある。

しかしながら経済の血流である物流分野における合理化・高度化や環境負荷の低減、安全作業の実現といった要求に対する産業車両の役割は広く期待されており、世界有数の産業車両大国である我が国としては、これまで培ってきたブランド力や競争力を維持、向上させるために、業界が一丸となって一層の努力を重ねて、今後ともグローバルな視点の下で、環境に優しい、そして安全な製品の開発と供給を通じて、業界をさらに発展させていかなければならない。

協会としては、こうした認識の下、会員の事業活動に対する支援や業界の社会的地位の向上の実現を図り、将来に亘る持続的な発展につながる事業を展開していくこととしたい。

以下において、各課題に対応して実施すべき事業の内容と計画について報告する。

I 基本的事項

- (1) 産業車両業界の基盤強化を図るため、業界の将来の発展に資する施策を策定・実行するとともに、併せて業界の社会的地位の向上を図るための事業を推進する。
- (2) フォークリフト、無人搬送車システム、特殊自動車、及びその他の産業車両や関係部品等の機種ごとに有する課題について、それぞれ関係する情報、社会経済的な動向の把握を行い、関係委員会等を通じて適切な対応策を検討、推進する。
- (3) 経済産業省をはじめ、国土交通省、厚生労働省、環境省等の関係官庁、諸機関及び内外の関係団体と連携して、産業車両に関する諸事業の推進に協力するとともに、要望事項等の具申を行い実現に努める。

II フォークリフト業界の基盤強化のための事業

1. 製造業としての基盤強化及び社会的地位の向上のための事業

技術・開発・製造から流通・アフターマーケットに亘る総合的な業界基盤の強化及び社会的地位の向上に資するため、以下の事業を推進する。

(1) 業界を取り巻く社会・経済情勢の適確な把握と業界に対する支援措置の要望推進

①所管官庁である経済産業省をはじめとする関係官庁及び内外の関係団体等への業界情勢の的確な情報提供と関連情報の迅速な入手に努め会員に提供する。併せて業界の意見要望の集約に努め、関係方面に対して業界の基盤強化を図るための支援措置や規制緩和に関する要望を行って実現に努める。

②「次世代の産業車両の開発・普及促進研究会（仮称）」を新設し、幅広い会員企業の参画を得て、経済産業省、国土交通省及び環境省等の関係官庁・機関との交流を密にしながら、政府の新型電池やクリーンディーゼルの開発、普及促進に関する施策や地球温暖対策にも呼応し、次世代の産業車両の方向性に関する情報交換や政府の業界への支援措置の要請等に向けた情報発信力を強化する。

③市場環境の変化や新興国メーカーの台頭の中で、業界の基盤強化、競争力向上を図るために、部品の共通化等による生産効率の向上や流通の改革等について広く検討を行う。

(2) 社会的地位の向上の推進

業界における環境負荷の低減や安全向上の取り組み、物流の高度化等への貢献について広く情報発信して、業界の社会的地位の向上を図るよう努める。

(3) 統計業務の更なる充実化

①国内外の生産、受注、販売、輸出等に関する統計の整備を継続推進するとともに、需要予測の策定を行って、市場動向の適確な把握に努め、会員や関係者に提供する。

②市場構造及び顧客動向の把握を図るために調査分析を強化する。

(4) 関係団体との連携・協力の強化推進

①日本フォークリフト販売協会との連携・協力

国内における公正な取引の推進や社会的課題への対応等への協力を引き続き推進し、協力して業界の基盤強化に努める。また会員各社の国内販売会社の改編を受け、今後の体制のあり方についても真剣に検討を行う。

②物流関連団体との連携・協力をいっそう強化する。

2. 国際交流・グローバル化推進のための事業

今後は従来先進国中心の市場から、新興国にウェイトがシフトしていくのは確実で、また中国メーカーを中心とする新たなプレーヤーの台頭も見込まれることから、本会では引き続き以下の事業を推進して、海外業界との連携・協力の強化、情報の迅速な収集と会員への提供を通じて、業界の基盤強化、プレゼンスの向上推進を図ることとする。

(1) 国際交流の推進

- ①平成22年9月に、トルコ、イスタンブールにおいて、FEMIT（欧州物流機械連盟産業車両部会）、ITA（米国産業車両協会）、CITA（中国産業車両協会）との協力により、第13回アライアンス業界首脳会議を開催し、協力体制の強化拡大と情報・意見の交換を行う。
- ②同年5月の本会総会に海外業界の代表を招いて広く会員との交流の機会を設ける。
- ③同年4月のITA春季総会、9月のFEM総会に出席し、国際的な業界間の交流を拡大深化させる。
- ④インドにおける産業車両業界団体設立を支援し今後の交流拡大に努める。

(2) 世界産業車両統計プログラムWITSの継続推進

FEMIT、ITA、CITA及びKOCEMA（韓国建設機械工業会）、ABIMAQ（ブラジル産業車両協会）との協力による同プログラムについて、平成22年4月のITA春季総会に合わせて開催される同運営委員会に出席し、引き続き正確かつ迅速な世界市場統計情報の交換を推進する。

(3) グローバル化への対応促進

- ①海外の企業、市場の動向に関する情報収集に努めるとともに、日本からの輸出、海外生産の把握及び今後の見通し策定を実施する。
- ②日本機械輸出組合と連携を強化し、業界のグローバル化に資するため、関係情報の収集や、海外の関税、貿易制度に関する改善要望を引き続き実施する。

3. 環境対応推進のための事業

環境問題への対応は、社会的要請にも応え、業界の持続的な発展を遂げるための必須要件であるとの認識の下、環境負荷低減を図るため、以下の事業を推進して、業界の基盤強化に努める。

(1) 環境自主行動計画の着実な推進

- ①地球温暖化対策に関して、日本経済団体連合会の環境自主行動計画に引き続き参画し、製造過程からのCO2排出量の削減計画の的確なフォローアップと実現に向けた取り組み強化を図ると共に、業界の対応状況について広く情報発信する。また、日本経済団体連合会が計画している新たな地球温暖化対策に関する活動計画への業界としての対応について早急に対処方針を決定する。
- ②循環型社会形成に関して、日本経済団体連合会の環境自主行動計画に引き続き参画し、産業廃棄物の最終処分量削減について、取り組み強化を図ると共に、業界の対応状況について広く情報発信する。

(2) 循環型社会形成に向けた対応促進

関係団体と連携・協力して、「使用済み廃バッテリー」等の産業廃棄物の適切な処理・再生を図るための具体的なスキーム構築の実現に努める。

(3) 排ガス規制への対応推進

- ①特殊自動車の排出ガス規制について、諸官庁や関係団体と連携・協調しながらディーゼル及びガソリン（含むLPガス）特殊自動車の国内次期規制及び排出ガス規制・試験法の国際統一などに積極的な協力を行い円滑な対応を図る。
 - ②海外友好団体等を通じて、海外のオフロード車排ガス規制に関する情報収集を実施する。
- (4) その他内外の環境規制に対する情報収集と円滑な対応の推進
- ①海外の環境規制への対応推進
欧州新化学品規則（REACH規則）、欧州電子・電気機器における特定有害物質の使用制限指令（RoHS指令）等の海外規制について、政府機関や内外の関係団体と連携協力して、適切かつ円滑な対応を図る。
 - ②その他環境に関する課題に対する対応推進
関係諸官庁の指導、あるいは関係団体との協力も得ながら、適切な対応を推進する。

4. 安全向上推進のための事業

内外の安全規格、規制の国際的な標準化を積極的に推進していくとともに、機械安全やリスクアセスメントに関する対応力を強化し、業界として安全性・環境保全の向上及び安全作業の推進に資する施策に取り組んで、顧客からの信頼も高めるべく、以下の事業について検討、推進を図って、業界の基盤強化に努める。

(1) 国際標準化の推進

- ①国際標準化への協力体制を継続し、ISOにおける安全規格等の審議に積極的に参画する。
- ②欧州のCEN/TC150（欧州標準化委員会/産業車両）、アメリカのITA/GEC（米国産業車両協会/技術委員会）との技術に関する情報交流を積極的に推進する。
- ③国際標準化事業を支援して、技術的課題を解決するため、日欧米三極業界による協力関係を強化推進する。
- ④FEMIT、ITAと連携・協力して、CITAにも問題意識の共有化を求めながら、引き続き中国の安全規格や輸入フォークリフトの型式試験制度の国際整合化に関して、中国の関係部局に対する働きかけを行う。

(2) 国内標準化の推進

- ①国際標準化の観点から、産業車両に関するJIS（日本工業規格）の国内審議団体として、JIS規格の制定・改正原案作成事業について、前年度からの8規格に加え、新たに3規格の審議に着手し推進を図る。
- ②現行の日本産業車両協会規格（JIVAS-F部門）見直しを継続推進するとともに、フォークリフトの安全設計、警告表示、振動・騒音等に対する要望調査を推進する。

(3) 海外及び国内の基準認証の検討推進

海外の基準認証の動向を早期に把握するため積極的な情報収集を推進する。

(4) 機械安全、リスクアセスメントへの対応強化の推進

- ①日本機械工業連合会の機械工業界横断的なリスクアセスメントガイドラインについて理解を深め、需要業界への周知を図りながら、産業車両業界としての考え方を整理する。
- ②日本機械工業連合会の機械安全推進特別委員会、機械安全標準化特別委員会に引き続き参画し、機械安全に関する内外の情報収集に役立てる。

(5) 安全向上に資する施策推進

- ①顧客がより安心して製品を使用できるよう、厚生労働省の職業能力開発事業の下で、日本フォークリフト販売協会と協力して、産業車両整備技能士の国家技能検定制度を活用して、優秀な整備技能士の育成を継続推進する。
- ②労働安全衛生法に基づくフォークリフトの特定自主検査制度の実施促進を図るため、日本フォークリフト販売協会及び建設荷役車両安全技術協会と協力して、顧客に対する同制度の理解増進と周知徹底に資する事業を継続推進する。
- ③安全作業の確立と労働災害防止に資するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会による第25回全国フォークリフト運転競技大会実施について、その運営の向上に資する提案等も行いながら協力して推進する。
- ④中央労働災害防止協会のフォークリフト運転士テキスト改訂編集委員会に参画し、平成22年度中の発刊へ向け、審議に協力する。
- ⑤その他、関係団体の要望等も受けながら、安全の向上に資する対応を推進する。

Ⅲ 無人搬送車システムの健全な発展のための事業

無人搬送車、無人けん引車、無人フォークリフト及び有軌道台車を対象とする無人搬送車システムは、マテリアルハンドリングの中核として自動倉庫、仕分けシステム等とともに今日まで発展を続けた。今後更にIT化を含め総合的な物流システムとしてその機能の幅を広げ、市場の拡大を図るために、以下の事業を推進する。

(1) 無人搬送車システムの市場拡大と安全向上策の推進

- ①現行の速度規制を撤廃して速度を上げた場合の追加防護方策（試行）について、セミナーの開催等により需要業界への周知を行って、新たな市場拡大につなげられるよう努める。
- ②無人搬送車導入時のリスクアセスメント実施ガイドラインを作成する。
- ③国際標準化の観点から、無人搬送車システムに関するISO（国際規格）、JIS（日本工業規格）の国内審議団体として、日本工業規格の変更追加と同時に国際規格案の検討を進め、その着実な推進を図る。

(2) 無人搬送車システムに関する調査と広報活動の推進

- ①平成21年度に実施した顧客アンケート結果を分析し、業界としての今後の対応方針を検討する。

- ②無人搬送車システムに関する統計充実化による市場動向の把握を図る。
- ③無人搬送車システムに関する情報を、需要業界に対して、広報、啓蒙等を図ることで健全な普及促進に寄与する。

(3) 関係省庁、団体との連携・協調の推進

無人搬送車システムの更なる育成、発展を図るため、経済産業省、厚生労働省、中央労働災害防止協会そして、日本物流システム機器協会、日本ロジスティクスシステム協会、日本ロボット工業会等と連携して、標準化を図るとともに、安全向上に資する事業を検討推進する。

IV 特殊自動車届出業務等の円滑な推進のための事業

道路運送車両法に規定される特殊自動車については、引き続き国土交通省の型式認証業務等に関する同省との窓口団体としての役割を担うため、以下の事業を推進する。

(1) 国土交通省の施策への協力と業界としての意見具申

関連法令及び通達等の制定、運用等に関し、特殊自動車が持っている固有事情の反映と建設的な意見具申を行い、適正かつ円滑な業務が行えるよう努める。

(2) 特殊自動車に関する認証業務の適正化、円滑化の推進

特殊自動車に関する安全、環境問題について、関係団体とも連携・協力しながら、適切な対応を図るための検討を推進する。又、不備のない認証手続及びリコール関係業務を行うために関連諸規定を周知徹底して、関係法令・規則や届出実務に関して業界における情報共有化を推進する。

(3) 特殊自動車の保安基準に不適合となる改造等の再発防止対応について

- ①基準に不適合となる車検後の改造等の再発防止のため、メーカーのみならず使用者の法令に対する理解も深めて、関係先全体を含めた法令遵守を重ねて徹底する。
- ②基準に不適合な特殊自動車に関する継続調査及び改修状況を取りまとめ当局に報告し、該当車両については早急に是正対応するよう周知徹底する。

(4) 特殊自動車に関する協会規格(J I V A S—S部門)の制定及び改定検討

特殊自動車を取り巻く環境変化や道路運送車両の保安基準、型式認証関連規定の改正に対して必要に応じ協会規格の制定及び改定を図る。

(5) 特殊自動車に係る関連法令、通達等に関するデータベースの構築

特殊自動車に係る道路運送車両法、保安基準等に関する関連情報を集約整理し、協会ホームページ内の専用サイトを設けて、会員に提供するためのデータベースを構築する。

V 広報・宣伝、会員の連絡親睦のための事業

業界に関する情報の受発信能力の向上を図るとともに、会員間あるいは業界間での情報交換の強化と円滑化を図って、業界の基盤強化に資するため、以下の事業を推進する。

(1) 業界としての情報発信力強化

- ①協会ホームページ及び会報「産業車両」誌の内容を充実化させ、業界事情の紹介に努める。
 - ②平成22年9月14日～17日の4日間、東京ビッグサイトで開催される「国際物流総合展2010」に関し、主催者団体の一員として、関係団体と協力して準備事業を推進する。
- (2) 会員の連絡親睦
- 平成22年5月に通常総会後の会員懇親パーティー、及び平成23年1月に新年賀詞交歓会を開催し、親睦を深め情報交換を行う機会の提供に努める。

VI 公益法人改革の動きへの対応

一般社団法人の要件を満たした組織、定款、規定の作成を進め、平成22年度中に移行申請を実施できるよう努める。

また併せて、経済産業省による「競争法コンプライアンス体制に関する研究会報告書」の公表を受け、事業者団体としての競争法コンプライアンス体制の整備を進める。

以 上